

五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業補助対象者認定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金の補助対象者を認定するため、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 要綱第4条第2項に規定する認定（以下「認定」という。）を受けようとするときは、補助対象住宅を取得する前に、五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業補助対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、同条第1項第1号中「定めた者」とあるのは「定める予定である者」と、「得ていること」とあるのは「得る予定であること」と読み替えるものとする。

- (1) 世帯全員の戸籍の附票
- (2) 積算内訳が分かる見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、認定の可否を決定し、認定することを決定した場合にあっては五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業補助対象者認定決定通知書（様式第2号）により、認定しないことを決定した場合にあっては五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業補助対象者不認定決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第3条 認定の決定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定の内容を変更するときは、認定内容変更承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について、承認することを決定したときは、認定内容変更承認通知書（様式第5号）により認定者に対し通知するものとする。

(認定の取下げ)

第4条 認定者は、補助対象住宅の取得を中止しようとするときは、書面により第2条第1項の申請を取下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る認定の決定はなかつたものとみなす。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。